

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。

1 氏名、住所などの記入

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

2

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

左記のページは
こちらから

●給与所得の計算欄

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

- (注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

1

「区分Ⅰ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

○ 特定親族の氏名等									
注1「特定親族」に該当するか、裏面の3-1の1)をご確認ください。									
①	フリガナ 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あだな の姓	特定親族の生年月日 (平成12年～平成11年)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生計を一にする事実	② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	③ 特定親族特別控除の額	
1	ヤマカワ ハルコ 山川 春子		子	平成 18 年 3 月 3 日			1,000,000 円	410,000 円	
2				平成 年 月 日			円	円	

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

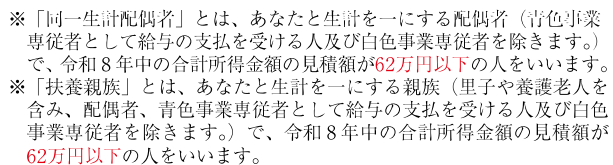
- 1 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 2 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月1日～平成20年1月1日）の親族（母子を含む、配偶者・青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、合計所得金額が62万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

要 件	☐ あなた自身が特別被害者 ^(注2)	(右の★欄のみを記載)	☆扶養親類等 ^(注3)	(フリガナ) 同一生活配偶者又は扶養親類の氏名 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	近況の者の個人番号		近況の者の生年月日		★特例申請書 に該当する事実			
	☐ 同一生活配偶者 ^(注2) が特別被害者	(右の★欄及び★欄に記載)										
	☐ 扶養親類 ^(注3) が特別被害者	(右の★欄及び★欄に記載)										
	☒ 扶養親類が年齢23歳未満(平成16.1.2以後生)	(右の★欄のみを記載)										
	あなたと近況の者の住所又は居所が異なる場合、左記の者の住所又は居所									近況の者の監護の者の本居中の あなたの続柄・所得金種の見積額		
	子							0		円		
(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか一つの要件について、チェックを付け記載することによって差し支えありません。 2 「特別被害者」、同一生活配偶者 ^(注2) 及び「扶養親類」に該当するかは、裏面の4-1のイをご確認下さい。												

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。